

## 診 断 書

（高知県公安委員会提出用）

1 氏 名	男・女
生年月日	M・T・S・H 年 月 日生（ 歳）
住 所	
2 医学的判断 病 名	( I )  総合所見（現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など）
3 現時点での症状（運転能力及び改善の見込み）についての意見	
(1) 植込み型除細動器を植え込む前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込む前に心室頻拍・心室細動等による意識消失の既往がない）目的の場合	
ア 植込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈の発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 植込み後7日を経過していないが、（ 日）以内に「ア」と診断できることが見込まれる。	
(2) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合	
ア 植込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 植込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因（ ）であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
ウ 植込み後6月を経過していないが、植込み目的が一次予防であり、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月（ 月）以内に「ア」と診断できることが見込まれる。	
オ 上記「イ」とは言えないが、6月（ 月）以内「イ」と診断できることが見込まれる。	
カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月（ 月）以内に「ウ」と診断できることが見込まれる。	
キ 上記以外。（発作のおそれの観点から控えるべき）	
<input type="checkbox"/>	

- (3) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合
- ア 植込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。
  - イ 除細動器の不適切作動(誤作動)を認めたとが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
  - ウ 植込み後6月を経過していないが、( 月)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。
  - エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6月( 月)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。
  - オ 除細動器の不適切作動(誤作動)があり、その原因が改善されたため、6月( 月)以内に「イ」と診断できることが見込まれる。
  - カ 上記以外。(発作のおそれの観点から運転を控えるべき)
- 
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
  - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日( 日)以内に「ア」と診断できることが見込まれる。

#### 4 その他特記すべき事項

※3については該当する項目に○印の記載をお願いします。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

# 医師の皆様へ

身体の障害や一定の病気等による症状のため、自動車等の安全な運転に支障のある方については、道路交通法等により、一定の要件を設けて、行政処分(運転免許の取消又は停止)がされることが定められています。

行政処分は、高知県公安委員会が、その判断と責任において決定していますが、この場合、対象の方の平素の症状や生活状況等を最も把握されている主治医の皆様が作成した診断書を参考としています。

この度、対象の方について、運転継続可否(行政処分の要否)の判断のため、主治医のご意見を伺いたいと存じますので、診断書の作成へのご協力をお願いします。

※ 一定の病気等により「運転を控えるべき」等と診断された方の運転免許の取消等は、高知県公安委員会の責任で行います

高知県公安委員会では、診断書の提出を受けた後、運転免許の取消等の行政処分を行う場合は、本人からの聴聞等の手続を経て、高知県公安委員会の判断と責任において処分を決定します。

※ 「運転を控えるべきではない」等と診断した方が、その後、事故を起こしたときに「運転を控えるべき状態であった」と判明しても、通常、医師の刑事責任が問われることはありません

医師が故意に虚偽の診断書を作成したような場合は別として、その良心と見識に基づき、医学的見地から行った診断に基づき作成した診断書について、結果的にそれとは異なる結果が生じたからといって、それを理由に刑事責任が問われることは通常想定できません。

※ 一定の病気等を理由に運転免許の取消になった場合でも、取消処分から3年以内に回復した場合であれば、運転免許の再取得の際の運転免許試験の一部(技能試験及び学科試験)が免除されます(適性試験のみ合格すれば運転免許が与えられます)

## 高知県警察本部交通部運転免許センター

ご不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記までお問い合わせください。

高知県警察本部交通部運転免許センター 安全運転支援係  
住所 高知県吾川郡いの町枝川200番地  
電話 088-893-1221(音声ガイダンス「4」番)